

子 第 537号 — 2

令和 3 年 6 月 18 日

各認可外保育施設設置管理者 様

千葉県健康福祉部子育て支援課長

(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について (通知)

令和3年6月17日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を7月11日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、本県では、令和3年6月18日の第31回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を7月11日まで延長すること等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

保育所及び放課後児童クラブ等については、令和3年4月23日付け事務連絡で厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等からの通知(感染防止策の徹底等)に変更はありませんので、同通知を踏まえ適切に対応くださるようお願いいたします。

【担当】千葉県健康福祉部子育て支援課 法人指導班
TEL: 043-223-2321 FAX: 043-222-9939
E-mail: kosodate4@mz.pref.chiba.lg.jp
※県からの通知について、電子化に御協力ください。
緊急を要する通知等を速やかに貴施設にお伝えするため、メールアドレスの登録をお願いします。